

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	三三
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	三三
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三三
告示	三三
○土地改良区の解散を認可した件	三三
○県営土地改良事業計画を変更した件	三三
○道路の区域を変更する件	三三
○道路の供用を開始する件	三三
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十一件	三三
公告	三三
○落札者を決定した件	三三
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十四条第一項の規定により意見があつた件	三三

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

十 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）の施行に關する次に掲げること。

- (1) 第四条第一項及び第二項の規定による届出の受理
- (2) 第七条第四項の規定による申出の受理
- (3) 第八条第一項の規定による申請の受理
- (4) 第九条第一項及び第三項の規定による届出の受理
- (5) 第十三条第一項の規定による申請の受理
- (6) 第十四条第一項第四号の規定による申出の受理
- (7) 第十八条第一項の規定による報告の要求並びに立入測量及び立入調査
- (8) 第十八条第二項の規定による立入測量及び立入調査
- (9) 第十八条第三項の規定による事前通知
- (10) 附則第二条第一項及び第二項の規定による届出の受理
- (11) 附則第二条第四項の規定による通知の受理

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第二十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行松山支店の項中「福島市松山町」を「福島市五老内町」に改める。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、小野町土地改良区から申請のあつた土地改良区の解散について、令和元年九月十三日認可した。

令和元年九月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、堀沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年九月二十四日から
同 年十月十五日まで（二十一日間）
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十四日
福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一九九番地先 まで	A	四・九〇 五一・五	三、六六五・九
	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一三〇番地先 まで	B	九・二〇 五四・九	三、六〇〇・〇
相馬郡新地町大戸浜字		変更後 B	九・二〇	三、六〇〇・〇

前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一三〇番地先 まで	五四・九
---	------

（道路計画課）

福島県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十四日
福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬郡新地町大字埴木崎字作田五 七七番一九地先から 同 郡同 町大字埴木崎字磯山一 三〇番地先まで	令和元年九月二六日

（道路計画課）

福島県告示第二百七十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月六日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばき所の名称 及び所在地
鈴木 敏雄	福島市天神町三番 一〇号	令和元年一〇月一日から 令和六年九月三〇日まで	福島市金谷川一番地 合 福島市金谷川一番地 （福島大学内） アサヒ写真館 福島市天神町三番一 〇号
株式会社北部 日本自動車学 地	伊達市原島九五番 同		東亜自動車学校 福島市松川町浅川字

株式会社岡商 二本松市亀谷二丁目二一一番地

諏訪 良子 本宮市本宮字中條 二〇番地

吉見 政宣 相馬郡新地町谷地 同
小屋字萩崎一番地

御荷ヶ沢五番地
株式会社岡商店
二本松市亀谷二丁目二一一番地
秋田屋
本宮市本宮字中條二〇番地
セブンイレブン福島新地町店
相馬郡新地町谷地小屋字萩崎一番地
(出納総務課)

福島県告示第二百七十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年九月二日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称及び所在地
ピコ・マルミツ
福島市栄町一一番地二五号
(出納総務課)

齋藤 誠 福島市南向台二丁目三番一〇号
令和元年一月一日から
令和六年九月三〇日まで

福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称及び所在地
ピコ・マルミツ
福島市栄町一一番地二五号
(出納総務課)

福島県告示第二百七十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月二十六日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称及び所在地
福島県猟友会保原支部
伊達市霊山町中川 令和元年一月一日から
令和六年九月三〇日まで

保原支部 支 字前神一〇番地の 令和六年九月三〇日まで
部長 菅野 二
伊達市霊山町中川字 館一番地(菅野秀一宅内)
(出納総務課)

福島県告示第二百八十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月八日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称及び所在地
行政書士法人新田事務所
郡山市八山田五丁目三七二番地
令和元年一月一日から
令和六年九月三〇日まで

行政書士法人 郡山市八山田五丁目三七二番地
新田事務所 目三七二番地
郡山市八山田五丁目三七二番地
株式会社宮川紙店
郡山市字下亀田一三番地二

株式会社宮川 郡山市字下亀田一三番地二
紙店 三番地二

武田 公志 田村市大越町下大越川向一七六番地
同 田村市大越町下大越川向一七六番地

有限会社コンピニエント緑 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一一二番地一三

田村地区交通安全協会 田村郡三春町大字熊耳字下荒井一九四番地
同 田村郡三春町大字熊耳字下荒井一九四番地(田村警察署内)
(出納総務課)

田村地区交通安全協会 田村郡三春町大字熊耳字下荒井一九四番地
同 田村郡三春町大字熊耳字下荒井一九四番地

長 吉田 康 四番地

市

福島県告示第二百八十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月二十日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称及び所在地
有限会社タカラ
郡山市小原田三丁目一番六号
令和元年一月一日から
令和六年九月三〇日まで

有限会社タカラ 郡山市小原田三丁目一番六号
同 郡山市小原田三丁目一番六号

福島県庁消費組合
組合 組合長 七五号
佐藤 宏隆

吉田 勝昭
須賀川市宮先町五
五番地

福島県庁消費組合郡
山合同庁舎売店
郡山市麓山一丁目一
番一号
よしかつ呉服店
須賀川市宮先町五五
番地
(出納総務課)

福島県告示第百八十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月九日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

近藤 正 東白川郡棚倉町大
字棚倉字中居野一
七九番地五

株式会社東白堂
東白川郡棚倉町大字
棚倉字中居野一七九
番地五

棚倉地区交通
安全協会 会
長 鈴木 輝
悦

東白川郡棚倉町大
字流字森ノ内五九
番地一
(棚倉警察署内)

合資会社水野
書店

いわき市植田町中
央三丁目二番地の
三

阿部 廣
いわき市植田町中
央一丁目一〇番地
の一

合資会社水野書店
いわき市植田町中央
三丁目二番地の三
常磐共同火力株式会
社勿来発電所内社内
売店
いわき市佐糠町大島
二〇番地
(出納総務課)

福島県告示第百八十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月二十二日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

石井 常一 東白川郡塙町大字
塙字代官町四番地
二

石井商店
東白川郡塙町大字塙
字代官町四番地二
(出納総務課)

福島県告示第百八十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月二十八日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

酒井 陽子 大沼郡会津美里町
立石田字古宮前甲
三五一番地

酒井商店
大沼郡会津美里町立
石田字古宮前甲三五
一番地
(出納総務課)

福島県告示第百八十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月二日次のとおり指定した。

令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

舟木 道夫 南会津郡南会津町
永田字大道上三一
三番地

こめや釣具店
南会津郡南会津町田
島字後原甲三五二六
番地一
会津よつば農業協同
組合 田島支店
南会津郡南会津町田
島字行司七六番地
(出納総務課)

福島県告示第百八十六号

会津よつば農 会津若松市扇町三
業協同組合 五番地一

令和元年九月二十四日

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月二十一日次のとおり指定した。
令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

相馬地区交通 相馬市中野字寺前 令和元年一月一日から
安全協会 二〇三番地の一 令和六年九月三〇日まで
長 荒 貞昭

相馬市中野字寺前二
〇三番地の一（相馬
警察署内）
（出納総務課）

福島県告示第二百八十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年八月十九日次のとおり指定した。
令和元年九月二十四日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

梅川 秀明 いわき市江名字北 令和元年一月一日から
町二八番地 令和六年九月三〇日まで

有限会社磐城デー
ゼル商会
いわき市江名字北町
二八番地

工藤 達夫

いわき市常磐上湯 同
長谷町五反田五〇
番地

くどう書店
いわき市常磐上湯長
谷町五反田五〇番地
（出納総務課）

公 告

公告第105号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク画像伝送装置等機器更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク画像伝送装置等機器更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
335,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年7月5日

（災害対策課）

公告第百六号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年九月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、二本松市産業部商工課、福島市市民情報室、郡山市産業観光部産業政策課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、川俣町産業課商工交流係、大玉村産業建設部産業課商工観光係、猪苗代町商工観光課、三春町産業課、浪江町産業振興課及び葛尾村地域振興課地域づくり推進係に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地
メガステージ二本松 二本松市冠木三九番ほか
- 二 条例第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）